

（大型後部反射器）

- 第41条の2** 平成23年8月31日以前に製作された自動車については、細目告示第55条第1項並びに同別添52 4.19.及び同別添53 5.14.並びに協定規則第70号の技術的な要件（協定規則第70号改訂版補足第10改訂版の技術的な要件（規則6.及び7.に限る。）をいう。）の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第89号）による改正前の細目告示第55条第1項並びに同別添52 4.19.及び同別添53 5.14.並びに同別添69の規定に適合するものであればよい。
- 2 平成23年8月31日以前に製作された自動車については、細目告示第133条第1項及び第211条第1項の規定にかかわらず、大型後部反射器の反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し保安基準第38条の2第2項の告示で定める基準は、次に適合するものであればよい。この場合において、大型後部反射器の反射部の取扱いは、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 大型後部反射器は、反射部及び蛍光部からなる一辺の長さが130ミリメートル以上の長方形であること。
 - 二 大型後部反射器の反射部の面積(2以上の大型後部反射器を備える場合はその和)は、800平方センチメートル以上であること。
 - 三 大型後部反射器の蛍光部の面積(2以上の大型後部反射器を備える場合はその和)は、400平方センチメートル以上であること。
 - 四 大型後部反射器は、夜間においてその後方150メートルの位置から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を当該照射位置から確認できるものであること。
 - 五 大型後部反射器は、昼間においてその後方150メートルの位置からその蛍光を確認できるものであること。
 - 六 大型後部反射器による反射光の色は、黄色であること。
 - 七 大型後部反射器による蛍光の色は、赤色であること。
 - 八 大型後部反射器は、反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
- 3 平成23年8月31日以前に製作された自動車については、細目告示第133条第3項及び第211条第3項の規定にかかわらず、大型後部反射器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第38条の2第3項の告示で定める基準は、次に適合するものであればよい。この場合において、大型後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、細目告示別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 大型後部反射器の数は、4個以下であること。
 - 二 大型後部反射器は、その上縁の高さが地上1.5メートル以下となるように取り付けること。

- 三 大型後部反射器（後面が左右対称でない自動車に備えるものを除く。）は、車両中心線上の鉛直面に対して対称に取り付けること。
- 四 大型後部反射器は、自動車の前方に表示しないように取り付けること。
- 五 大型後部反射器は、その取付部及びレンズ取付部にゆるみ等第2項に掲げる性能を損なわないように取り付けなければならない。
- 4 平成21年10月14日以前に製作された自動車については、細目告示第55条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第55条第1項の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第70号改訂版補足第10改訂版」とあるのは「協定規則第70号改訂版補足第5改訂版」と読み替えることができる。
- 5 細目告示第55条第1項の規定が適用される自動車のうち国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第55条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第1217号）による改正前の細目告示第55条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 6 平成21年10月23日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第55条第1項及び別添52 4.19.2.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第55条第1項及び別添52 4.19.2.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第70号改訂版補足第10改訂版」とあるのは「協定規則第70号改訂版補足第6改訂版」と読み替えることができる。
- 7 保安基準第38条の2が適用される自動車は、当分の間、細目告示第55条第1項、別添52 4.19.2.及び別添53 5.14.2.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第55条第1項、別添52 4.19.2.及び別添53 5.14.2.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則改訂版補足第10改訂版」とあるのは「同規則第2改訂版」と読み替えることができる。
- 8 次に掲げる自動車については、細目告示第55条第1項、別添52 4.19.2.及び別添53 5.14.2.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第55条第1項、別添52 4.19.2.及び別添53 5.14.2.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第150号」とあるのは「協定規則第150号補足第4改訂版」と読み替えることができる。
- 一 令和8年8月31日以前に製作された自動車
- 二 令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

- イ 令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
- ロ 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と大型後部反射器の型式が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車